



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月1日火曜日 第136号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 663

告 示

落札者等の告示.....（原子力安全対策課）... 663

保安林の皆伐面積の限度の公表.....（森林整備課）... 664

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）... 665

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（"）... 666

収納事務の委託.....（美術館）... 666

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....（薬務衛生課）... 666

公 告

技能検定の実施（後期）.....（労政雇用課）... 687

公営企業訓令

愛媛県公営企業公印規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）... 688

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第51号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療等の用途）</p> <p>第2条 条例第13条ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第69条第4項及び第5項の試験の用途</p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>（医療等の用途）</p> <p>第2条 条例第13条ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第69条第4項_____の試験の用途</p> <p>(3)～(5) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第983号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	入札 公 告 日
愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年8月18日	リコーリース株式会社 松山出張所 松山市辻町15-33	2,432,540円 (月額)	令和2年7月7日

○愛媛県告示第984号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水源かん養保安林	550.48	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土砂流出防備保安林	20.48	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水源かん養保安林	380.27	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土砂流出防備保安林	817.97	
中 山 川	水源かん養保安林	199.47	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土砂流出防備保安林	266.58	
今 治 地 区	水源かん養保安林	55.01	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土砂流出防備保安林	385.89	
重 信 川	水源かん養保安林	267.69	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土砂流出防備保安林	633.79	
小 田 川	水源かん養保安林	21.26	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	73.98	
肱 川	水源かん養保安林	815.38	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土砂流出防備保安林	107.81	
八 幡 浜 地 区	水源かん養保安林	14.38	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土砂流出防備保安林	57.94	
宇 和 島 地 区	水源かん養保安林	615.09	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	112.47	
吉 海 宮 窪 地 区	土砂流出防備保安林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土砂流出防備保安林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、

上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	2.50	松山市（中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四万十川	水源かん養保安林	553.76	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	37.10	
仁淀川上流	水源かん養保安林	901.58	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	48.18	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中予	干害防備保安林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南予	干害防備保安林	19.94	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東予	保健保安林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今治地区	保健保安林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、霧峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八幡浜～肱川	保健保安林	20.96	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保健保安林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓削地区	保健保安林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第985号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中村 時広

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

宮窪加入区

（中予地方局管内）

伊予加入区

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

長浜加入区

有寿来加入区

(南予地方局管内)

下灘第二加入区

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

宮窪加入区

(中予地方局管内)

伊予加入区

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

長浜加入区

有寿来加入区

(南予地方局管内)

下灘第二加入区

○愛媛県告示第986号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成28年9月愛媛県告示第1000号)による保険に付すべき義務は、令和2年8月31日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第987号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社松山堂書店	松山市柳井町一丁目9番地2	愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号)第2条第2項に規定する観覧料(企画展「没後20年 真鍋博2020」の前売りの観覧券の交付によるものに限る。)の収納の事務	令和2年9月1日から同年10月31日まで
愛媛県美術館友の会	松山市堀之内		
伊予鉄総合企画株式会社	松山市三番町四丁目9番地5		

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務の委任) 第4条 省略 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。 (1) 省略 (2) 別表企画課の表8の部に掲げる毒物及び劇物取締法の施行に関する事務(同部3の項の報告の徴収及び立入検査等に限る。) (3) 別表企画課の表10の部に掲げる覚醒剤取締法の施行に関する	(事務の委任) 第4条 省略 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。 (1) 省略 (2) 別表企画課の表7の部に掲げる毒物及び劇物取締法の施行に関する事務(同部3の項の報告の徴収及び立入検査等に限る。) (3) 別表企画課の表9の部に掲げる覚醒剤取締法の施行に関する

事務

- (4) 別表企画課の表11の部に掲げる麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務
- (5) 別表企画課の表12の部に掲げるあへん法の施行に関する事務
- (6) 別表企画課の表14の部に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事務
- (7) 別表企画課の表16の部に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務（同部4の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。）

(8)～(13) 省略

3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。

- (1) 省略
- (2) 別表生活衛生課の表13の部に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務（同部1の項第2号の野犬等の捕獲及び収容に限る。）

(3)～(6) 省略

4 省略

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
企画課	1～13 省略				
	14 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）			
	15 省略				
16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全	1 薬局に関すること。	(1) 開設の許可（第4条第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）			

事務

- (4) 別表企画課の表10の部に掲げる麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務
- (5) 別表企画課の表11の部に掲げるあへん法の施行に関する事務
- (6) 別表企画課の表13の部に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事務
- (7) 別表企画課の表15の部に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務（同部4の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。）

(8)～(13) 省略

3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。

- (1) 省略
- (2) 別表生活衛生課の表12の部に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務（同部1の項第2号の野犬等の捕獲及び収容に限る。）

(3)～(6) 省略

4 省略

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
企画課	1～13 省略				
	14 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査（第23条第1項）			
	15 省略				
16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全	1 薬局に関すること。	(1) 開設の許可（第4条第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）			

性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	第1条の4 _____ _____ _____ _____ _____)				性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	第1条の4、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第7項)			
	(2)～(7) 省略					(2)～(7) 省略			
	(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条 _____)					(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、省令第16条第4項)			
	(9)～(20) 省略					(9)～(20) 省略			
	2 薬局製造販売医薬品に関すること。					2 薬局製造販売医薬品に関すること。			
	(1) 製造販売業の許可（第12条第1項 _____、政令第4条第1項 _____)					(1) 製造販売業の許可（第12条第1項、第81条、政令第4条第1項、第80条第1項、省令第19条第3項)			
	(2) 製造販売業の許可の更新（第12条第2項 _____、政令第4条第1項 _____)					(2) 製造販売業の許可の更新（第12条第2項、第81条、政令第4条第1項、第80条第1項)			
	(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項 _____、政令第11条第1項 _____)					(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第1項)			
	(4) 製造業の許可の更新（第13条第3項、第5項 _____、政令第11条第1項 _____)					(4) 製造業の許可の更新（第13条第3項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第1項)			
	(5) 製造販売の承認（第14条第1項 _____)					(5) 製造販売の承認（第14条第1項、第81条、政令第80条第1項)			
(6) 製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第13項 _____)				(6) 製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第9項、第81条、政令第80条第1項)					
(7) 製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第14項 _____)				(7) 製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第10項、第81条、政令第80条第1項)					
(8) 製造販売の届出又は変更の届出の受理（第14条の9 _____)				(8) 製造販売の届出又は変更の届出の受理（第14条の9、第81条、政令第80条第1項)					
(9) 製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第1項 _____)				(9) 製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第1項、第81条、政令第80条第1項、省令第16条第4項、第99条第4項)					
(10) 製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届				(10) 製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届					

出の受理（第19条第2項____ _____）			出の受理（第19条第2項、第 81条、政令第80条第1項）		
(11)・(12) 省略			(11)・(12) 省略		
(13) 製造販売業者及び製造業者 に対する業務運営改善等の措 置命令（第72条の4____ _____）			(13) 製造販売業者及び製造業者 に対する業務運営改善等の措 置命令（第72条の4、第81 条、政令第80条第1項）		
(14) 製造販売業又は製造業の管 理者等の変更命令（第73条____ _____）			(14) 製造販売業又は製造業の管 理者等の変更命令（第73条、 第81条、政令第80条第1項）		
(15) 製造販売の承認の取消し等 （第74条の2第1項____ _____）			(15) 製造販売の承認の取消し等 （第74条の2第1項、第81 条、政令第80条第1項）		
(16) 製造販売の承認事項の変更 命令（第74条の2第2項____ _____）			(16) 製造販売の承認事項の変更 命令（第74条の2第2項、第 81条、政令第80条第1項）		
(17) 製造販売の承認の取消し及 び変更命令（第74条の2第3 項____ _____）			(17) 製造販売の承認の取消し及 び変更命令（第74条の2第3 項、第81条、政令第80条第1 項）		
(18) 製造販売業又は製造業の許 可の取消し等（第75条第1 項____ _____）			(18) 製造販売業又は製造業の許 可の取消し等（第75条第1 項、第81条、政令第80条第1 項）		
(19) 省略			(19) 省略		
(20) 回収の報告の受理（第68条 の11____ _____）			(20) 回収の報告の受理（第68条 の11、第81条、政令第80条第 1項）		
(21) 製造販売業の許可証の書換 え交付（____政令第5条 第1項____）			(21) 製造販売業の許可証の書換 え交付（第81条、政令第5条 第1項、第80条第1項）		
(22) 製造販売業の許可証の再交 付（____政令第6条第1 項____）			(22) 製造販売業の許可証の再交 付（第81条、政令第6条第1 項、第80条第1項）		
(23) 製造販売業の許可証の返納 の受理（____政令第6条 第4項、第7条第1項____ _____）			(23) 製造販売業の許可証の返納 の受理（第81条、政令第6条 第4項、第7条第1項、第80 条第1項）		
(24) 製造販売業の許可台帳の備 付け（____政令第8条第 1項____）			(24) 製造販売業の許可台帳の備 付け（第81条、政令第8条第 1項、第80条第1項）		
(25) 製造業の許可証の書換え交 付（____政令第12条第1 項____）			(25) 製造業の許可証の書換え交 付（第81条、政令第12条第1 項、第80条第1項）		
(26) 製造業の許可証の再交付 （____政令第13条第1 項____）			(26) 製造業の許可証の再交付 （第81条、政令第13条第1 項、第80条第1項）		
(27) 製造業の許可証の返納の受 理（____政令第13条第4			(27) 製造業の許可証の返納の受 理（第81条、政令第13条第4		

項、第14条第1項 _____)				項、第14条第1項、第80条第1項)			
(28) 製造業の許可台帳の備付け (_____ 政令第15条第1項 _____)				(28) 製造業の許可台帳の備付け (<u>第81条</u> 、政令第15条第1項、第80条第1項)			
(29) 承認台帳の備付け (_____ 政令第19条第1項 _____)				(29) 承認台帳の備付け (<u>第81条</u> 、政令第19条第1項、 <u>第80条第1項</u>)			
3 店舗販売業 (動物用医薬品に係るものを除く。) に関する事				3 店舗販売業 (動物用医薬品に係るものを除く。) に関する事			
(1) 許可 (第24条第1項、第26条第1項、政令第44条 _____)				(1) 許可 (第24条第1項、第26条第1項、政令第44条、 <u>省令第1条第7項</u> 、 <u>第139条第6項</u>)			
(2)・(3) 省略				(2)・(3) 省略			
(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理 (第10条、第38条第1項 _____)				(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理 (第10条、第38条第1項、 <u>省令第16条第4項</u> 、 <u>第159条の19第2項</u>)			
(5)～(14) 省略				(5)～(14) 省略			
4 薬事法の一部を改正する法律 (平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。) 附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者 (動物用医薬品に係るものを除く。) に関する事				4 薬事法の一部を改正する法律 (平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。) 附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者 (動物用医薬品に係るものを除く。) に関する事			
(1)・(2) 省略				(1)・(2) 省略			
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理 (改正法による改正前の薬事法第10条、第38条 _____)				(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理 (改正法による改正前の薬事法第10条、第38条、 <u>薬事法施行規則等の一部を改正する省令 (平成21年厚生労働省令第10号) 第1条の規定による改正前の省令第16条第4項、第153条</u>)			
(4)～(12) 省略				(4)～(12) 省略			
5 改正法附則第14条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事				5 改正法附則第14条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事			
(1)～(10) 省略				(1)～(10) 省略			
(11) 特例販売品目の変更又は追加の指定 (薬事法施行規則等の一部を改正する省令 (平成21年厚生労働省令第10号) 第1条の規定による改正前の薬				(11) 特例販売品目の変更又は追加の指定 (薬事法施行規則等の一部を改正する省令 (平成21年厚生労働省令第10号) 第1条の規定による改正前の省			

	<p>事法施行規則第159条)</p> <p>6 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事 こと。</p> <p>(1) 許可(第39条第1項、政令第44条_____)</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条第1項、第40条第1項_____)</p> <p>(5)~(13) 省略</p> <p>7 管理医療機器の販売業又は貸与業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事 こと。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 業務の停止命令(第75条第1項)</p> <p>8 報告の徴収及び立入検査等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第69条第1項から第5項まで、改正法附則第9条第1項、第11条第1項)</p> <p>9 廃棄、回収等の措置命令等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第70条第1項、第3項)</p>						
17~21 省略							

	<p>令_____第159条)</p> <p>6 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事 こと。</p> <p>(1) 許可(第39条第1項、政令第44条、省令第160条第3項)</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条第1項、第40条第1項、省令第174条第4項)</p> <p>(5)~(13) 省略</p> <p>7 管理医療機器の販売業又は貸与業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事 こと。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>8 報告の徴収及び立入検査等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第69条第1項から第4項まで、改正法附則第9条第1項、第11条第1項)</p> <p>9 廃棄、回収等の措置命令等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第70条第1項、第2項)</p>						
17~21 省略							

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
<p>別表第6(第4条関係)</p> <p>知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項</p>							<p>別表第6(第4条関係)</p> <p>知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項</p>						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
				部長	局長	課長						主幹	部長
薬務衛生課	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及	1 配置販売業に関する事 こと。					薬務衛生課	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及	1 配置販売業に関する事 こと。				
										(1) 許可(第24条第1項、第30条第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下この部にお			

び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	(1) 許可の更新(第24条第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第44条)					び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	いて「政令」という。)第44条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下この部において「省令」という。)第1条第7項、第148条第3項				
							(2) 許可の更新(第24条第2項、政令 _____ _____第44条)				
							(3) 業務の体制の整備命令(第72条の2第2項)	—			
							(4) 業務運営改善等の措置命令(第72条の4)	—			
							(5) 区域管理者の変更命令(第73条)	—			
							(6) 配置員の業務停止命令(第74条)	—			
							(7) 許可の取消し等(第75条第1項)	—			
							(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与(第76条)	—			
							(9) 省略				
							2 卸売販売業に関すること。				
							(1) 許可(第24条第1項、第34条第1項、政令第44条、省令第1条第7項、第153条第3項)			—	
							(2) 省略				
							(3) 医薬品営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第35条第3項ただし書)			—	
							(4) 構造設備の改善命令等(第72条第4項)	—			
				(5) 業務運営改善等の措置命令(第72条の4)	—						
				(6) 医薬品営業所管理者の変更命令(第73条)	—						
				(7) 許可の取消し等(第75条第1項)	—						
				(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与(第76条)	—						

(2) 省略											
3 既存配置販売者に関する こと。											
(1) 許可の更新（第24条第2 項、薬事法の一部を改正す る法律の施行に伴う関係政 令の整備等及び経過措置に 関する政令（平成21年政令 第2号）附則第6条の規定 によりなおその効力を有す るものとされる同令による 改正前の薬事法施行令（以 下この項において「旧政 令」という。）第44条第1 項）											
(9) 省略			(10) 医薬品営業所管理者の知 識経験の認定（省令第154 条第1項第1号二、第2号 二）			3 既存配置販売者に関する こと。			(1) 許可（第24条第1項、薬 事法の一部を改正する法律 （平成18年法律第69号。以 下この部において「改正 法」という。）附則第13条 第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされ る改正法による改正前の薬 事法第30条第1項、薬事法 の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整備等 及び経過措置に関する政令 （平成21年政令第2号）附 則第6条の規定によりなお その効力を有するものとさ れる同令による改正前の政 令（以下この項において 「旧政令」という。）第44 条第1項）		
(2) 許可の更新（第24条第2 項、旧政令			(3) 配置販売品目の指定（改 正法附則第10条及び第13条 第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされ る改正法による改正前の薬 事法第30条第1項）			(4) 業務運営改善等の措置命 令（第72条の4）			(5) 区域管理者の変更命令 （第73条、改正法附則第11 条第1項）		
			(6) 配置員の業務停止命令 （第74条）								

						(7) 許可の取消し等(第75条第1項、改正法附則第11条第1項)	—			
						(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与(第76条)	—			
				(2) 省略		(9) 省略				
						(10) 配置販売品目の変更又は追加の指定(薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令第1条の規定による改正前の省令第159条)			—	
				4 登録販売者に関すること。		4 登録販売者に関すること。				
				(1) 試験の実施(第36条の8第1項 _____)		(1) 試験の実施(第36条の8第1項、省令第159条の4第2項)				
				(2) 試験の合格の通知及び公示(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の6)		(2) 試験の合格の通知及び公示(省令 _____ 第159条の6)				
						(3) 登録(第36条の8第2項、省令第159条の8第2項)			—	
						(4) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第5項、第159条の13第1項)			—	
				5 再生医療等製品の販売業に関すること。		5 再生医療等製品の販売業に関すること。				
						(1) 許可(第40条の5第1項、政令第44条、省令第1条第7項、第196条の2第3項)			—	
				(1) 省略		(2) 省略				
						(3) 再生医療等製品営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第40条の6第2項ただし書)			—	
						(4) 構造設備の改善命令等(第72条第4項)	—			
						(5) 業務運営改善等の措置命令(第72条の4)	—			
						(6) 再生医療等製品営業所管理者の変更命令(第73条)	—			

								(7) 許可の取消し等（第75条第1項）	—				
								(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	—				
						(2) 省略		(9) 省略					
								(10) 再生医療等製品営業所管理者の知識経験の認定（省令第196条の4第4号）				—	
						6 医薬品（体外診断用医薬品及び薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品及び化粧品の製造販売業又は製造業に関すること。		6 医薬品（体外診断用医薬品及び薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品及び化粧品の製造販売業又は製造業に関すること。					
								(1) 製造販売業の許可（第12条第1項、第81条、政令第4条第1項、第80条第2項、省令第19条第3項）					—
						(1) 製造販売業の許可の更新（第12条第2項 _____、政令第4条第1項 _____）		(2) 製造販売業の許可の更新（第12条第2項、第81条、政令第4条第1項、第80条第2項）					
								(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第2項）					—
						(2) 製造業の許可の更新（第13条第3項、第5項 _____、政令第11条第1項 _____）		(4) 製造業の許可の更新（第13条第3項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第2項）					
								(5) 製造業の許可区分の変更又は追加の許可（第13条第5項から第7項まで、第81条、政令第80条第2項）					—
								(6) 製造販売の承認（第14条第1項、第81条、政令第80条第2項）					—
								(7) 政令第21条で定める期間を経過することに行う製造管理及び品質管理の方法の基準適合性の調査（第14条第6項、第81条、政令第21条、第23条、第80条第2項）					—
								(8) 製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第9項、第81条、政令第80条第2項）					—
								(9) 製造管理者の製造所以外で薬事に関する実務					—

							に従事する場合の許可（第7条第3項ただし書、第17条第4項、第68条の16第2項、第81条、政令第80条第2項）					
							(10) 医薬品製造業の管理者の承認（第68条の16第1項、第81条、政令第80条第2項）				—	
							(11) 製造販売業者に対する検査命令（第71条）		—			
							(12) 製造販売業者に対する品質管理又は製造販売後安全管理の方法の改善命令等（第72条第1項、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(13) 製造販売業者又は輸出用製造業者に対する製造管理又は品質管理の方法の改善命令等（第72条第2項、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(14) 製造業者に対する構造設備の改善命令等（第72条第3項）		—			
							(15) 製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(16) 製造販売業又は製造業の管理者等の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(17) 製造販売の承認の取消し等（第74条の2第1項、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(18) 製造販売の承認事項の変更命令（第74条の2第2項、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(19) 製造販売の承認の取消し及び変更命令（第74条の2第3項、第81条、政令第80条第2項）		—			
							(20) 製造販売業又は製造業の許可の取消し等（第75条第1項、第81条、政令第80条第2項）		—			
						(3) 省略	(21) 省略					

							14第6項、第81条、政令第80条第3項)							
							(6) 登録認証機関に対する報告の徴収及び立入検査等の実施(第69条第5項)							
						(3) 省略	(7) 省略							
							(8) 製造販売業者に対する検査命令(第71条)							
							(9) 製造販売業者に対する製造管理若しくは品質管理に係る業務を行う体制又は製造販売後安全管理の方法の改善命令等(第72条第1項、第81条、政令第80条第3項)							
							(10) 製造販売業者又は輸出用製造業者に対する製造管理又は品質管理の方法の改善命令等(第72条第2項、第81条、政令第80条第3項)							
							(11) 製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令(第72条の4、第81条、政令第80条第3項)							
							(12) 製造販売業又は製造業の管理者等の変更命令(第73条、第81条、政令第80条第3項)							
							(13) 製造販売業の許可の取消し等(第75条第1項、第81条、政令第80条第3項)							
							(14) 製造業の登録の取消し等(第75条の2第1項、第81条、政令第80条第3項)							
							(15) 製造販売業又は製造業の許可等の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与(第76条)							
						(4) 製造販売業の許可台帳の備付け(_____ 政令第37条の5第1項 _____)	(16) 製造販売業の許可台帳の備付け(第81条、政令第37条の5第1項、第80条第3項)							
						(5) 製造業の登録台帳の備付け(_____ 政令第37条の12第1項 _____)	(17) 製造業の登録台帳の備付け(第81条、政令第37条の12第1項、第80条第3項)							
						(6) 省略	(18) 省略							
						8 再生医療等製品の製造販売業に関する事。	8 再生医療等製品の製造販売業に関する事。							

		(2) 省略							
		(3) 許可台帳の備付け(____政令第37条の12第1項、第55条____)							
2 ~ 26	省略								

		(4) 検査命令(第71条)							
		(5) 構造設備の改善命令等(第72条第3項)							
		(6) 業務運営改善等の措置命令(第72条の4、第81条、政令第80条第3項)							
		(7) 医療機器修理責任技術者の変更命令(第73条、第81条、政令第80条第3項)							
		(8) 許可の取消し等(第75条第1項、第81条、政令第80条第3項)							
		(9) 省略							
		(10) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与(第76条)							
		(11) 許可台帳の備付け(第81条、政令第37条の12第1項、第55条、第80条第3項)							
		11 広告の中止命令等(第72条の5)							
		12 指定薬物等に関すること。							
		(1) 指定薬物等である疑いがある物品の検査命令等(第76条の6第1項から第3項まで)							
		(2) 廃棄命令等(第76条の7第1項、第2項)							
		(3) 広告の中止命令等(第76条の7の2)							
		(4) 報告の徴収及び立入検査等(第76条の8第1項)							
2 ~ 26	省略								

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜産課	1 ~ 22 省略					
	23 医薬品、医療機器等の品質、有					

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜産課	1 ~ 22 省略					
	23 医薬品、医療機器等の品質、有	1 進達に関すること。 (1) 医薬品等の製造販売業の許可申請(第12条第1項、第21条第1項、第23条の2第1項、第23条の2の21第				

効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務							効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 項、第23条の20第1 項、 第23条の41第1 項)					
								(2) 医薬品等の製造販売業の許可更新申請(第12条第2 項、第21条第1 項、第23条の2 第2 項、第23条の2 の21第1 項、第23条の20第2 項、第23条の41第1 項)				—	
								(3) 医薬品等の製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出(第19条第1 項、第21条第1 項、第23条の2 の16第1 項、第23条の2 の21第1 項、第23条の36第1 項、第23条の41第1 項)				—	
								(4) 医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第5条第2 項、第37条の2 第2 項、第43条の4 第2 項)				—	
								(5) 医薬品等の製造販売業の許可証の再交付(政令第6 条第2 項、第37条の3 第2 項、第43条の5 第2 項)				—	
								(6) 医薬品等の製造販売業の許可証の返納(政令第6 条第4 項、第7条第1 項、第37条の3 第4 項、第37条の4 第1 項、第43条の5 第4 項、第43条の6 第1 項)				—	
								(7) 医薬品等の製造業の許可又は登録の申請(第13条第1 項、第21条第2 項、第23条の2 の3 第1 項、第23条の2 の21第2 項、第23条の22第1 項、第23条の41第2 項)				—	
								(8) 医薬品等の製造業の許可又は登録の更新申請(第13条第3 項、第21条第2 項、第23条の2 の3 第3 項、第23条の2 の21第2 項、第23条の22第3 項、第23条の41第2 項)				—	
								(9) 医薬品等の製造業の許可区分の変更又は追加の許可				—	

						(第13条第6項、第21条第2項、第23条の22第6項、第23条の41第2項)						
						(10) 医薬品等の製造業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出(第19条第2項、第21条第2項、第23条の2の16第2項、第23条の2の21第2項、第23条の36第2項、第23条の41第2項)						—
						(11) 医薬品等の製造業の許可証又は登録証の書換え交付(政令第12条第2項、第37条の9第2項、第43条の11第2項)						—
						(12) 医薬品等の製造業の許可証又は登録証の再交付(政令第13条第2項、第37条の10第2項、第43条の12第2項)						—
						(13) 医薬品等の製造業の許可証又は登録証の返納(政令第13条第4項、第14条第1項、第37条の10第4項、第37条の11第1項、第43条の12第4項、第43条の13)						—
						(14) 外国特例承認取得者の選任製造販売業者の変更の届出(第19条の3、第21条第3項、第23条の2の18、第23条の2の21第3項、第23条の38、第23条の41第3項)						—
						(15) 再生医療等製品又は生物由来製品の製造管理者の設置の承認申請(第21条第2項、第23条の2の21第2項、第23条の34第3項、第23条の41第2項、第68条の16第1項)						—
						(16) 医療機器修理業の許可証の書換え交付(政令第37条の9第2項、第55条)						—
						(17) 医療機器修理業の許可証の再交付(政令第37条の10第2項、第55条)						—
						(18) 医療機器修理業の許可証の返納(政令第37条の10第4項、第37条の11第1項、第55条)						—

1	店舗販売業の許可の更新 (第24条第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第44条)								—
2	配置販売業に関すること。								
(1)	省略								
(2)	省略								
3	卸売販売業の許可の更新 (第24条第2項、政令第44条)								—

(19)	医療機器修理業の廃止、 休止及び再開並びに変更の届出(第23条の2の16第2項、第23条の2の21第2項、第40条の3)								—
2	店舗販売業に関すること。								
(1)	許可(第24条第1項、第26条第1項、政令第44条)								—
(2)	許可の更新(第24条第2項、政令第44条)								—
(3)	店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書)								—
(4)	廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条第1項)								—
(5)	業務の体制の整備命令(第72条の2第1項)					—			
(6)	店舗管理者の変更命令(第73条)					—			
3	配置販売業に関すること。								
(1)	許可(第24条第1項、第30条第1項、政令第44条)								—
(2)	省略								
(3)	配置従事の届出の受理(第32条)								—
(4)	省略								
(5)	廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条第1項、第38条第2項)								—
(6)	業務の体制の整備命令(第72条の2第2項)					—			
(7)	区域管理者の変更命令(第73条)					—			
(8)	配置員の業務停止命令(第74条)					—			
4	卸売販売業に関すること。								
(1)	許可(第24条第1項、第34条第1項、政令第44条)								—

									(2) 許可の更新(第24条第2項、政令第44条)					—
									(3) 医薬品営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第35条第3項ただし書)					—
									(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条第1項、第38条第2項)					—
									(5) 医薬品営業所管理者の変更命令(第73条)	—				
4	動物用医薬品特例店舗販売業の許可の更新(第24条第2項、政令第44条)								5 動物用医薬品特例店舗販売者に関すること。					
									(1) 許可(第24条第1項、第83条の2の3第1項、政令第44条)					—
									(2) 許可の更新(第24条第2項、政令第44条)					—
									(3) 特例販売品目の指定(第83条の2の3第1項)					—
									(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条第1項)					—
									(5) 指定品目の変更及び追加(動物用医薬品等取締規則(以下この部において「省令」という。)第112条)					—
5	動物用医薬品登録販売者に関すること。								6 動物用医薬品登録販売者に関すること。					
									(1) 登録(第36条の8第2項、第83条第1項、省令第115条の9第2項)					—
									(2) 登録事項の変更の届出の受理(省令第115条の10第1項)					—
									(3) 登録の消除(省令第115条の11第1項、第2項、第4項、第115条の14第1項)					—
	(1) 販売従事登録証の書換え交付(動物用医薬品等取締規則第115条の12第1項)								(4) 販売従事登録証の書換え交付(省令第115条の12第1項)					
	(2) 販売従事登録証の再交付(動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項)								(5) 販売従事登録証の再交付(省令第115条の13第1項)					

6 高度管理医療機器の販売業 又は貸与業の許可の更新（第 39条第4項、政令第44条）				—
7 再生医療等製品の販売業の 許可の更新（第40条の5第4 項、政令第44条）				—

(6) 販売従事登録証の返納の 受理（省令第115条の13第 4項、第115条の14第2 項）				—
7 高度管理医療機器の販売業 又は貸与業に関すること。				
(1) 許可（第39条第1項、政 令第44条）				—
(2) 許可の更新（第39条第4 項、政令第44条）				—
(3) 高度管理医療機器等営業 所管理者の営業所以外の場 所で薬事に関する実務に従 事する場合の許可（第39条 の2第2項ただし書）				—
(4) 廃止、休止及び再開並び に変更の届出の受理（第10 条第1項、第40条第1項）				—
(5) 管理者の変更命令（第73 条）				—
8 管理医療機器の販売業又は 貸与業に関すること。				
(1) 届出の受理（第39条の3 第1項）				—
(2) 廃止、休止及び再開並び に変更の届出の受理（第10 条第1項、第40条第2項）				—
9 再生医療等製品の販売業に 関すること。				
(1) 許可（第40条の5第1 項、政令第44条）				—
(2) 許可の更新（第40条の5 第4項、政令第44条）				—
(3) 再生医療等製品営業所管 理者の営業所以外の場所で 薬事に関する実務に従事す る場合の許可（第40条の6 第2項ただし書）				—
(4) 廃止、休止若しくは再開 又は変更の届出の受理（第 10条第1項、第40条の7第 1項）				—
(5) 再生医療等製品営業所管 理者の変更命令（第73条）				—
10 報告の徴収及び立入検査等 （第69条第1項から第4項ま で）				—

18・19 省略					18・19 省略				
備考 省略					備考 省略				

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 2 省略 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)~(16) 省略 (17) <u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。</u> (17)の2~(10) 省略 4~6 省略	(地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 2 省略 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)~(16) 省略 (17) <u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。</u> (17)の2~(10) 省略 4~6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級
造園(2級に限る。)、機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、工場板金、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係る学科に限る。)、半導体製品製造、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)、塗装及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)	1級及び2級
バルコニー施工	等級を区分しない
造園、機械加工(普通旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て(シーケンス制御は学科に限る。)、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、機械・プラント製図、電気製図及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和2年12月4日(金)から令和3年2月21日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、	1級及び2級	令和3年1月24日(日)
電気機器組立て、配管及び型枠施工	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級	令和3年1月31日(日)
工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図	1級及び2級	
バルコニー施工	等級を区分しない	
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図	3級	
半導体製品製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、	1級及び2級	令和3年2月7日(日)
機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、	3級	
機械加工（普通旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、電子機器組立て及び左官	3級	令和3年2月11日(木)
造園（2級に限る。）、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工及び左官	1級及び2級	令和3年2月14日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和2年10月5日（月）から16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

愛媛県職業能力開発協会

〒791 1101

愛媛県松山市久米窪田町487番地2 愛媛県産業技術研究所内

電話 (089)993 7301

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業公印規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年9月1日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県公営企業公印規則の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県公営企業公印規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公印の種類等）	（公印の種類等）
第2条 公印の種類及び寸法 _____ は、別表第1のとおりとする。	第2条 公印の種類、寸法及び保管場所は、別表第1のとおりとする。
2 省略	2 省略
3 本局の課長又は事業所の長（以下「機関の長」という。）は、前2項の規定にかかわらず、特殊の用途に使用するため必要があるものについて、 <u>総務課長の承認</u> を受けて特殊の公印（以下「特殊公印」という。）を作成し、及び使用することができる。	3 本局の課長又は事業所の長（以下「機関の長」という。）は、前2項の規定にかかわらず、特殊の用途に使用するため必要があるものについて、 <u>管理者</u> の承認を受けて特殊の公印（以下「特殊公印」という。）を作成し、及び使用することができる。
	4 特殊公印は、前項の規定により承認を受けた機関の長が保守す

4 特殊公印は、前項の目的以外の目的に使用してはならない。

(公印の保管者)

第3条 公印は、別表第3の左欄に掲げる公印の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる者が保管する。

2 前項の規定にかかわらず、特殊公印については、前条第3項の規定により承認を受けた機関の長が保管するものとする。

(公印の新設、改刻又は廃止の手續)

第4条 公印の保管者は、公印を新設し、改刻(現にある印章が損傷、摩滅又は亡失のため、それに代わる印章を更に作成することをいう。以下同じ。)し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、公印新設(改刻・廃止)承認願(様式第1号)を総務課長に提出して、その承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第5条 総務課長は、公印台帳(様式第2号)を備え、全ての公印を登録しなければならない。

(公印台帳の閲覧)

第6条 公印台帳は、関係人の請求があるときは、総務課長の承認を受けて閲覧させることができる。

(保管の方法)

第7条 公印は、常に錠を付けた堅ろうな容器に納めて、一定の場所で保管し、特に上司の承認を受けた場合のほか、指定の場所以外に持ち出して使用することはできない。

(公印の使用)

第8条 公印の保管者は、公印の押印を求められた場合において、押印する文書及び決裁済みの当該原議を提示させて照合し、及び審査し、押印を適当と認めるときは、当該文書に明瞭に押印しなければならない。

2 前項の規定により押印を適当と認められた場合において、公印の保管者は、管理上やむを得ない理由があるときは、当該押印を求めた者にこれを補助させることができる。

3 総務課長の保管する局印、管理者印又は管理者職務代理者印を使用する証票、賞状等(以下「証票等」という。)で、事前に一括して当該公印を押印しておくことが適当と認められるものについては、総務課長は、第1項の規定にかかわらず、事前に押印することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前項の規定による公印の事前押印を求めるときは、公印事前押印願(様式第3号)を総務課長に提出しなければならない。

5 公印の保管者は、公印を使用するときは、公印使用簿(様式第4号)に必要な事項を記録させなければならない。

(公印の刷込み)

第9条 公印は、特に必要があると認めるときは、証票等にその印影を印刷し、又は印影を縮小して印刷することができる。この場合においては、総務課長に公印刷込承認願(様式第5号)を提出して承認を受けなければならない。

(用紙の受払い)

第10条 第8条第3項の規定により事前に公印を押印した証票等及び前条の規定により公印を印刷した証票等は、公印事前押印証票等(公印刷込証票等)受払簿(様式第6号)により、その授受及び使用の状況を明らかにしておかなければならない。

(旧印の保存)

第11条 総務課長は、改刻により不用となつた公印又は職制等の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、次の各

る。

5 特殊公印は、第3項の目的以外の目的に使用してはならない。

(公印台帳)

第3条 総務課長は、公印台帳(様式第1号)を備え、すべての公印を登録しなければならない。

(保管の方法)

第4条 公印は、常に錠をつけた堅ろうな容器に納めて、一定の場所で管守し、特に上司の承認を受けた場合のほか、指定の場所以外に持ち出して使用することはできない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、押そうとする文書に決裁済みの当該原議その他証拠書類を添え、公印の保管者に提示して審査を受けなければならない。

(旧印の保存)

第6条 総務課長は、改刻により不用となつた公印又は職制等の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、10年

号に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 局印、管理者印及び管理者職務代理者印 10年
- (2) 前号以外の公印 3年

2 省略

(公印の事故)

第12条 公印の保管者は、公印の盗難、紛失又は偽造があつたときは、公印事故届(様式第7号)により総務課長に届けなければならない。

(公印の取扱いの調査)

第13条 総務課長は、公印の取扱いについて適宜必要な調査をしなければならない。

2 前項の調査の際、必要があると認めるときは、総務課長は、公印の保管者に報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。

別表第1(第2条関係)

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
庁印	
局印	30
本局の課印	30
事業所印(支所印及び出張所印を含む。)	30
職印	
管理者印	27
管理者職務代理者印	27
局長印	21
本局の課長印	21
事業所の長印(支所長印及び出張所長印を含む。)	21
病院事務局長印	21
本局の企業出納員印	21
事業所の企業出納員印	21

別表第2 省略

別表第3(第3条関係)

公印の種類	保管者
局印 本局の課印 管理者印 管理者職務代理者印 局長印 本局の課長印 本局の企業出納員印	総務課長
事業所印(病院に係るものを除く。) 事業所の長印(病院に係るものを除く。) 事業所の企業出納員印(病院に係るものを除く。)	各事業所長

保存しなければならない。

- (1) 局印、管理者印及び管理者職務代理者印 10年
- (2) 前号以外の公印 3年

2 省略

(公印の事故)

第7条 公印の保管者は、公印の盗難、紛失又は偽造があつたときは、理由を明記してすみやかに管理者_____に届けなければならない。

別表第1(第2条関係)


公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	保管場所
庁印		
局印	30	総務課
本局の課印	30	"
事業所印(支所印及び出張所印を含む。)	30	各事業所
職印		
管理者印	27	総務課
管理者職務代理者印	27	"
局長印	21	総務課
本局の課長印	21	"
事業所の長印(支所長印及び出張所長印を含む。)	21	各事業所
病院事務局長印	21	病院
本局の企業出納員印	21	総務課
事業所の企業出納員印	21	各事業所

別表第2 省略

事業所印（病院に係るものに限る。）	愛媛県立中央病院及び愛媛県立新居浜病院にあつては総務
事業所の長印（病院に係るものに限る。）	医事課長、愛媛県立今治病院及び愛媛県立南宇和病院にあつては事務局長
病院事務局長印	
事業所の企業出納員印（病院に係るものに限る。）	
支所印	各支所長
支所長印	
出張所印	各出張所長
出張所長印	


様式第2号（第5条関係） 公印台帳

公 印 台 帳

印 影		省略	
		保管者	
		省略	
		登録廃止その他の 処理に関する記事 及び その年月日	省略

様式第1号

公 印 台 帳

印 影		省略	
		保管場所	
		省略	
		登録廃止その他の 処理に関する記事 およびその年月日	省略

第2条 愛媛県公営企業公印規則の一部を次のように改正する。

様式第2号の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第4条関係) 公印の新設(改刻・廃止)承認願

公印の新設(改刻・廃止)承認願			第 年 月 日
総務課長 様			公印の保管者 印
公 印 名		印 影	
書 体 及 び 寸 法			
使用開始(廃止) 年 月 日			
理 由			
備 考			

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 新設する場合はその形状を印影欄に記載し、改刻し、又は廃止する場合は使用したその公印の印影を押すこと。

様式第2号の次に次の5様式を加える。

様式第3号(第8条関係) 公印事前押印願

公 印 事 前 押 印 願			
		第 年	号
		月	日
総務課長 様		機関の長 印	
証票等の名称		押 印 枚 数	
公印の種類		寸 法 (ミリメートル)	
公印事前押印を必要とする理由		備 考	

様式第4号(第8条関係) 公印使用簿

公印の 保管者	月日	使用目的又 は件名	押印数	印種	発 送 先	押印者

様式第5号(第9条関係) 公印刷込承認願

公 印 刷 込 承 認 願			
		第	号
		年	日
総務課長 様			
		機関の長	印
証票等の名称		刷込枚数	
公印の種類		寸 法 (ミリメートル)	
公印事前刷込みを必要とする理由		備 考	

様式第6号(第10条関係) 公印事前押印証票等(公印刷込証票等)受払簿

証票等の名称						機 関 名			
年月日	摘 要	受	払	書損又は汚損	残	取 扱 者			
						枚	枚	枚	枚
		枚	枚	枚	枚				

様式第7号(第12条関係) 公印事故届

公 印 事 故 届	
第 年 月 日 号	
総務課長 様	
公印の保管者 印	
1 公印の名称及び用途	
2 事故発生年月日	
3 事故の内容	
4 事故処理のてん末	
5 その他必要な事項	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。